

## 特記仕様書

事業名：沖縄型森林環境保全事業委託

業務内容：特別伐倒駆除業務 一式

### 第1 仕様書等の適用

本事業の実施にあたっては、関係図書及び本特記仕様書、標準仕様書に基づくものとする。

### 第2 松くい虫伐倒駆除

伐倒駆除は保全対象外区域における松くい虫被害木等を対象とする。

### 第3 野帳、図面の作成

- 1 被害木の胸高直径、樹高を野帳に記録すると共に、被害木の位置を図面（1/25,000）に記録する。
- 2 伐倒した樹木の伐根にはナンバーテープを打ち付け、野帳及び図面で管理する。
- 3 被害木の焼却は、1日当たりの焼却量を記録し、管理する。

### 第4 写真管理

- 1 写真撮影は、伐倒前の被害状況及び伐倒後の状況（全景）並びに作業中及び完了後の写真を、必要に応じて撮影する。
- 2 被害木は、全数量を伐倒前に胸高直径が判明できるようにスケールをあてて撮影する。
- 3 伐根については、全数量を根株の径が判明できるようにスケールをあてて撮影する。
- 4 被害木の焼却は、伐採箇所からの搬出、焼却場への搬入、集積状況、焼却時及び焼却後について、全数量を撮影する。
- 5 写真機種については、電子媒体を利用した撮影記録で管理できるものとする。

### 第5 安全管理

- 1 受託者は、常に事業の安全に留意して事業関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努める。
- 2 受託者は、伐倒作業に従事させる者に対して、労働安全衛生法第59条第3項で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別な教育を行う。
- 3 受託者の安全管理責任者は、事業期間中安全巡視を行うと共に、定期的に安全指導を行う。
- 4 作業者は、作業前の打ち合わせ及び伐倒作業時に周辺の安全確認を徹底すること。
- 5 作業者は、常に作業に支障のない服装及び安全帽、安全靴、手袋等を着用し、災害の防止に努めること。

( 補 足 )

・諸経費率については共通仮設費率\_8.4%以内・一般管理費率\_21.0%以内で作成

以 上